

「2017年 LEC全日本社労士公開模試 第2回」から
第49回社労士試験【択一式】徴収法〔（労災）問8〕A肢の出題が**論点的中**しました！！

LEC教材掲載内容（抜粋）

[RU17711 p.14]

<第2回 択一式 徴収法 （労災）問8-C>

C 労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、労働の対象としての性格が明確であり、労働者の通常の生計にあてられる経常的な収入としての意義を有することから、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入するものとされている。

（解答 ○ 平 15. 10. 1 基徴 1001001 号）

本試験出題はこうでした！

第49回 社労士試験 問題
【択一式】 徴収法 【（労災）問8-A】

A 労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入する。

（解答 ○ ）

的中！